

鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成24年 3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第5号

鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第14項ただし書（同法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（同法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第37条第2項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法について定めるものとする。

(指定猟法禁止区域等の標識の寸法)

第2条 次に掲げる区域を表示するため知事が設置する標識は、視認のしやすさに配慮して規則で定める寸法とする。

- (1) 指定猟法禁止区域
- (2) 鳥獣保護区
- (3) 特別保護地区
- (4) 特別保護指定区域
- (5) 休猟区
- (6) 特定猟具使用禁止区域
- (7) 特定猟具使用制限区域

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。